

お知らせ

下京区役所

〒600-8588 下京区西洞院通塩小路 上 ☎371-7101

福祉・保健

◆重度障害者タクシー利用券の継続交付

平成27年度分の京都市重度障害者タクシー利用券の有効期限は3月31日までです。4月以降も引き続き利用される方は、平成28年度分の交付申請の手続きを行ってください。

※5月以降に申請されると交付枚数が減りますのでご注意ください。

申請の受付開始 3月23日(水) から

必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑(スタンプ印は不可)

申請先

身体障害・知的障害の方：支援課支援第2係 (☎371-7217)

精神障害の方：健康づくり推進課母子・精神保健担当 (☎371-7293)

◆母子家庭・父子家庭に自立支援給付金を支給

市内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、就業に向けた能力開発を目的として、給付金を支給しています。

▶自立支援教育訓練給付金事業

厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講の場合

支給額 受講費の20% (上限10万円、下限4千円) (所得制限あり、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある場合は対象外)

申請方法 必ず受講開始前に申請してください。

▶高等職業訓練促進給付金等事業

看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技

工士、視能訓練士、言語聴覚士の資格取得のため、2年以上のカリキュラムを修業する場合(ただし、父子家庭の父については平成25年4月以降の入学に限る)

対象期間 修業期間の全期間のうち上限2年 (平成23年度以前の入学者は上限なし、平成24年度入学者は上限3年)

支給額 市民税非課税世帯：月額10万円の給付金と5万円の修了支援給付金
市民税課税世帯：月額7万5千円の給付金と2万5千円の修了支援給付金(ともに所得制限あり)

申請方法 受講開始後に申請してください。

支給は、申請を受けた日の属する月以降からとなります。受給中は定期的に在籍証明などの提出が必要です。

申請先 支援課支援第1係 (☎371-7218)

◆〈国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ〉

保険料の仮徴収が4月から始まります

平成28年2月に平成27年度分保険料を特別徴収(年金からの引落とし)により納めていただいている方は、原則として、平成28年度分保険料も引き続き特別徴収により納めていただきます。

4月、6月、8月の各月は、平成28年2月と同額を納めていただき(仮徴収)、国保は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を除いた額を10月、12月、平成29年2月の3回に分割して納めていただくこととなります(本徴収)。

☎ 保険年金課資格担当 (☎371-7252)

就職、引っ越しのシーズンです

国民健康保険の届出もお忘れなく

職場の健康保険の被保険者の方とその被扶養者、生活保護を受けている方または後期高齢者医療制度の被保険者以外は、国保に加入しなければなりません。次のようなときは、国保の届出が必要です。該当したときから14日以内に保険年金課へ届出をしてください。

- ① 市外からの転入・市外への転出
 - ② 職場の健康保険や国保組合の加入・脱退
- 加入の届出が遅れた場合、保険料はさかのぼって(最長2年)納めていただくこととなりますが、その間の医療費については、届出が遅

れたことにつきやむを得ない理由があると認められる場合を除き、全額自己負担となりますのでご注意ください。

☎ 保険年金課資格担当 (☎371-7252)

3月は平成27年度分保険料の最後の納付月です必ず納期限内に納付してください

保険料の負担の公平性を保つため、災害その他の特別の事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産等について調査し、差押えを行うことがあります。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。

保険料を納めることが困難な事情がある場合は、保険年金課までご相談ください。

☎ 保険年金課徴収推進担当 (☎371-7253)

◆〈国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険からのお知らせ〉

高額医療・高額介護合算療養費制度の受付を行っています

医療と介護の両方の制度を利用している場合に、それぞれの負担額を合算して、1年間(8月から翌年7月まで)にかかった負担額のうち、限度額を超えた額をお返しします。

手続きについては、平成27年7月31日時点で加入されていた医療保険・介護保険それぞれに行う必要がありますのでご注意ください。

ただし、後期高齢者医療に加入されている方は、保険年金課のみで手続きができます。

※京都市国民健康保険または後期高齢者医療に加入中で該当する方については、申請用紙をお送りしています。

☎ 国保・後期高齢者医療：保険年金課保険給付・年金担当 (☎371-7254)

(※社会保険等に加入されている方は加入先の医療保険までお願いします)

☎ 介護保険：福祉介護課介護保険担当 (☎371-7228)

◆献血

学区	開催日	時間	場所
修徳成徳	4月18日(月)	午前10時～正午 午後1時～3時	修徳せんだんホール
豊園	4月20日(水)	午後1時～3時30分	献血ルーム四条

☎ 健康づくり推進課管理担当 (☎371-7265)

相談 (無料、秘密厳守)

場所 いずれも区役所1階相談室

◆弁護士による法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時45分

定員 先着7名
(正午より区役所1階で整理券配布)

相談時間 1人20分程度

☎ 地域力推進室まちづくり推進担当 (☎371-7170)

◆行政書士による困りごと相談

日時 4月14日(木) 午後2時～4時

☎ 京都府行政書士会第5支部 (☎351-1200)

地域力推進室総務・防災担当 (☎371-7163)

◆行政相談委員による行政相談

日時 3月28日(月) 午後1時30分～3時

☎ 総務省京都行政評価事務所 (☎802-1140)

地域力推進室まちづくり推進担当 (☎371-7170)

イベント・講座

梅小路公園

〒600-8835 下京区観喜寺町56-3 ☎352-2500

※〈費用は②と③以外は無料、②と③は200円、申込みはいずれも不要〉

◆①プレイパーク～みんなで一緒に遊ぼう～

日時 3月26日(土)、4月9日(土)

午前10時～午後3時

場所 梅小路公園 芝生広場

◆②庭園ガイドツアー～朱雀の庭といのちの森～

日時 4月9日(土)午後1時30分～2時30分

集合場所 梅小路公園 緑の館2階庭園入口

◆③自然観察会～いのちの森の植物観察～

日時 4月16日(土)午後1時30分～3時

集合場所 梅小路公園 緑の館1階イベント室

◆④花と緑の相談

草花や樹木の育て方などの疑問に専門家が

お答えします。

日時 毎週水曜日・土曜日

午前10時～正午、午後1時～4時

場所 梅小路公園 緑の館2階花と緑の相談所ブース

下京青少年活動センター (ユースサービス下京)

☎353-7750 Fax 353-7740

Eメール shimogyo@ys-kyoto.org

◆しもせいチャレンジ☆キッズ 無料体験会

ボランティアスタッフのお兄さんお姉さんと一緒にスポーツやレクリエーション活動を行う「しもせいチャレンジ☆キッズ」の無料体験会！今回は、みんなで楽しいゲームをして遊びます☆

日時 4月23日(土)午前10時～午後3時

対象 市内在住の小学生 定員 25名

申込み 3月24日(木)～4月16日(土)に電話、FAX、メールまたはセンター窓口で先着順にて受付(定員になり次第、受付終了)

下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下 ☎351-8196

◆お楽しみ会

日時 3月26日(土)午前11時～

内容 読み聞かせ講座

費用 無料 申込み 不要

◆子ども読書の日記念お楽しみ会

日時 4月16日(土)午前11時～

内容 絵本の読み聞かせなど

費用 無料 申込み 不要

◆テーマ別図書の展示と貸出し

3月「春」4月「花」

◆特別展示(エレベーター前ホール)
3月 中学生がおすすめの本 4月 「桜」

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 4月4日(月)午前10時～10時40分

場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町通室町西入 ☎341-1730

◆『パソコンレベルアップ講座』のご案内

新しいPC Windows10を使って、絵葉書と

うちわを作ってみましょう。

日時 4月 5日、19日

5月 17日、31日

6月 7日、21日

いずれも火曜日 午後1時30分～3時30分

※全6回参加できる方に限る

場所 センター3階会議室

対象 市内在住60歳以上の方

定員 15名

費用 3,500円(全6回分)

(テキスト代・材料費含む)

持ち物 筆記用具(パソコンの持参は不要)

申込み 3月24日(木)午前9時30分に受付。

定員を超える場合はその場で抽選。

参加費を添えてお申し込みください。

(電話・FAX・代理申込み不可)

絆・魅力・伝統を未来に つなぐまち 下京

下京区役所ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/shimogyo/>

市政情報総合案内コールセンター

京都いつでもコール

午前8時～午後9時

市への問い合わせに年中無休でお答えします。

☎661-3755 FAX 661-5855

※おかけ間違いにご注意ください。

電子メール パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>
(右記のホームページから) 携帯電話 <http://www.city.kyoto.lg.jp/mobile/main/page/0000180068.html>